

別記第3号様式 (第2条、第3条、第3条の4-第5条、第7条、第12条-第14条、第16条関係)
(表面)

再交付申請書・住所等変更届出書・亡失届出書		年 月 日
北海道知事 様		
申請者 又は 届出者	住 所	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 電話番号 0143-24-9577
	ふりがな	いぶり はなこ
	氏 名	胆 振 花 子 印
	職 業	公務員
	生 年 月 日	平成〇〇年 〇月 〇〇日生
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
<input type="checkbox"/> 再交付申請 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 条第 項 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 条第 項)の規定により、次のとおり再交付を申請します。 <input checked="" type="checkbox"/> 住所・氏名等変更届出 次のとおり変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 条第 項 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 条第 項)の規定により、届け出ます。 <input type="checkbox"/> 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る登録の変更届出 (認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者でなくなったとき) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 61 条の第 4 項 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 65 条第 8 項)の規定により、届け出ます。 <input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員に係る変更届出 (対象鳥獣捕獲員となったとき、対象鳥獣捕獲員でなくなったとき又は所属市町村の変更があったとき) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第 9 条第 6 項により読み替えて適用する鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 61 条第 4 項 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 65 条第 8 項)の規定により、届け出ます。 <input type="checkbox"/> 亡失届出 次のとおり亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 条第 項の規定により、届け出ます。		
狩 猟 免 状 等 の 種 類	<input type="checkbox"/> 許可証 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 登録票 <input type="checkbox"/> 販売許可証 <input type="checkbox"/> 危険猟法許可証 <input checked="" type="checkbox"/> 狩猟免状 <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 狩猟者記章 <input type="checkbox"/> 承認証 (対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認) <input type="checkbox"/> 承認証 (特定猟具使用制限区域における捕獲等の承認) <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証 <input type="checkbox"/> 麻醉銃猟許可証	
番 号	胆振第〇〇〇〇号 (第一種)、胆振第〇〇〇〇号 (わな)	
交 付 年 月 日	平成〇〇年 〇月 〇日	
変 更 ・ 亡 失 (滅失) 年 月 日	平成〇〇年 〇月 〇日	
変 更 前 の 内 容	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 石狩 花子	
※ 変 更 後 の 内 容	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 胆振 花子 ※ 氏名変更がある場合は、氏名も記入	
変 更 の 理 由	(転居・転勤・結婚・等)のため	
亡失、滅失、汚損若しくは破損又は再交付の事情		
備 考		

(裏面)

- 注1 不要な文字は抹消し、該当項目の□に△印を付すこと。
- 2 ※印の欄は、住所・氏名等変更届出、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る登録の変更届出及び対象鳥獣捕獲員に係る変更届出を行う場合に記入すること。
 - 3 住所又は氏名等の変更の場合には、その変更が確認できる書類（住民票、運転免許証の写し等）を添付するか、又は提出時に提示すること。
 - 4 職業欄の記載は、登録票及び狩猟免状の再交付申請並びに狩猟者登録事項の変更の届出以外の届出の場合には、不要です。
 - 5 生年月日欄の記載は、登録票の再交付申請並びに狩猟免状の記載事項の変更及び狩猟者登録事項の変更の届出以外の届出の場合には、不要です。
 - 6 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る登録の変更届出は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 65 条第 1 項第 9 号に該当する者として狩猟者登録を行った者が、同号に該当する者でなくなったときに限り行うこと。
 - 7 対象鳥獣捕獲員に係る変更届出は、対象鳥獣捕獲員でない者として狩猟者登録を行った者が狩猟者登録の有効期間中に対象鳥獣捕獲員となったとき、当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなったとき又は対象鳥獣捕獲員として登録されている者の所属市町村に変更があったときに限り行うこと。
 - 8 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
 - 9 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。